

尖閣諸島領海侵犯事件の不起訴処分に抗議し、万全の領域警備を求める意見書

わが国は四方を海に囲まれ世界第6位の排他的経済水域を誇り、豊かな海と6,852からなる島嶼の安全確保は、わが国にとって重要な国益である。

しかし、昨年9月に発生した尖閣諸島領域侵犯事件について、那覇地検は1月21日、海上保安庁艦船に衝突した中国船船長を不起訴（起訴猶予）処分とした。この事件は重大かつ悪質であるにもかかわらず、不起訴処分としたことは、わが国の領域警備に対する国民の信頼を大きく損なわせるとともに、今後、同様の事件が発生した際に悪しき判断基準となることが予想され、この措置に納得することはできない。

よって本市議会は国に対し、昨年の尖閣諸島領域侵犯事件を風化させないためにも、わが国の領土・主権を毅然たる態度で守る意志を内外に明確にするため、領域警備に関し万全の対処により、国民の信頼回復に努めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月17日

貝塚市議会